

阿久比町職員を募集

採用職種など

採用職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	若干名	平成7年4月2日以降生まれの方で、高等学校以上を卒業または令和8年3月に卒業見込みの方
一般事務職 (障がい者)	若干名	次のいずれにも該当する方 ・昭和45年4月2日以降生まれの方で、高等学校以上を卒業または令和8年3月に卒業見込みの方 ・身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（試験申込書を提出するときに、写しを提出してください）
技術職	5人程度	次のいずれかに該当する方 ・昭和55年4月2日以降生まれの方で、建築系または土木系の学科を履修し、高等学校以上を卒業または令和8年3月に卒業見込みの方 ・昭和55年4月2日以降生まれの方で、民間企業などで建築または土木の設計に関する実務経験が5年以上ある方（実務経験は正規職員のみ）

就職に向けて気になることがあれば、申し込み前に相談を受け付けています。

- 採用予定日 令和8年4月1日(水) ※ 勤務が可能であれば、令和7年度内に採用することがあります。
- 申込期間 8月7日(木)～22日(金)の役場開庁時間
- 申込先 総務課人事秘書係
- 提出書類 試験申込書・受験票など ※ 受付時に面接を行いますので、必ず本人が書類を持参してください。
※ 試験申込書、受験票はホームページからダウンロードしてください。

試験日程など

- ▽1次試験 <SPI検査、適性検査、小論文> 9月21日(日)
<集団面接> 9月21日(日)～24日(水)のいずれか1日



- 申し込み・問い合わせ先 総務課人事秘書係 ☎(48)1111(内1307)

▲町ホームページ

定額減税不足額給付金を支給

令和7年1月1日時点で、町にお住まいの方で、以下の対象者①または対象者②に該当する方に給付します。

対象者①

- 令和6年に支給した当初調整給付額に不足のあった方 = **差額分支給**
- 例えば、...
 - ・令和5年より令和6年の所得が減少した(退職など)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた(子どもの出生など)
 - ・令和5年は非課税だったが、令和6年は所得税が発生した(学生の就職など)
 - ・調整給付後に税額修正が生じ、住民税所得割が減少した など
- ※ ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は、対象外です。

対象者②

- 定額減税、低所得者向け給付金のどちらも対象外の方 = **原則 4万円支給**
※ 令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円
- 以下の**すべて**に該当する方が対象
 - ① 令和6年分所得税、令和6年度個人住民税の所得割ともに**税額なし**
 - ② 税制度上、**扶養親族の対象とならない方**
(青色・白色事業専従者や合計所得金額48万円超の方)
 - ③ 低所得世帯向けの給付金(7万円や10万円)の**対象世帯に該当していない**

申請書類

申請書類の送付: **8月中旬以降**
申請期限: **10月31日(金)**

※ 町への申請が必要な場合と、不要場合があります。詳しくは送付する書類を確認してください。

申請・問い合わせ先

税務課住民税係
☎(48)1111(内1111・1112)



▲町ホームページ

